

vol.156

2021.2

営繕とうほく

EIZEN TOHOKU

発行
東北地方整備局
営繕部
盛岡営繕事務所



【盛岡税務署 増築庁舎】

CONTENTS

完成施設紹介【盛岡税務署増築庁舎】	2～3
「巡回建築パネル展」 ～ 公共建築月間イベントを開催しました ～	4
令和2年度「営繕行政セミナー」を開催しました ～ 公共建築の環境配慮対策についての基礎講座 ～	5
保全ニュースとうほく ・令和2年度 保全実態調査結果（東北版）について	6～8

完成施設紹介【盛岡税務署増築庁舎】

盛岡税務署は、仙台国税局全体の事務運営合理化のため、管内北三県（青森県、秋田県、岩手県）の広域中心署として位置づけられています。そのため、職員数は年々増加し、本庁舎は、仙台国税局管内 52 署の中でも、狭隘率が高く、広域中心署としての執務環境が問題となっており、業務に多大な支障を及ぼしていました。

これらの状況を踏まえ、本事業では事務室の狭隘化の解消および事務効率の向上、必要数の便所の確保、車いす対応エレベーターや多目的便所の新たな設置によるユニバーサルデザインの導入、環境負荷低減への貢献など、増築および改修を行うことで、利用者のニーズに対応し、利便性に配慮した新たな庁舎へと生まれ変わりました。

長期に渡る工事でしたが、入居官署、来庁者および周辺にお住まいの皆様のご協力のもと、平成 28 年の設計開始から約 4 年の歳月を経て、この度、無事に施設が完成しました。



(写真) 増築庁舎 北側外観

■計画概要【外構・外観計画】

増築庁舎の配置は、地下に埋設されている下水道本管を考慮し、なおかつ、最大限の駐車台数の確保や近隣建物への圧迫感を極力抑えた計画としています。

外観は、税務署という施設の特性に配慮して、華美とまらない意匠計画とするとともに、既存庁舎に合わせた外装素材の選択により、既存庁舎との一体感のある計画としています。また、単窓引違窓をバランス良く配置することにより、ファサードの連続性に配慮し、屋上に目隠しルーバーを設置することで、設備機器の遮蔽・修景を行う計画としています。



(写真) 増築庁舎 西側外観



(写真) 北側駐車場 より多くの駐車台数を確保。

■計画概要【平面・空間構成】

増築庁舎各階の同一位置に男女それぞれの一般便所を配置し、多数の利用が見込まれる1階女子便所は他階よりも多くブースを確保するとともに、パウダーコーナーを併設することで繁忙期の混雑の解消に配慮しています。さらに子供連れの来庁者に配慮し、1階に授乳室を配置しています。さらに既存庁舎には、改修工事を行うことで多目的便所や車いす対応エレベーターをホールに隣接させて整備し、庁舎全体でユニバーサルデザインを備えた計画としています。



(写真) 既存庁舎 ゆったりとした多目的便所
オストメイト、ベビーベッド、ベビーチェア、フットボードを備え、どんな方でも利用可能です。



(写真) 増築庁舎 フレキシブルに利用可能な会議室
床は将来の部屋用途の変更にも対応したOAフロアとしフレキシブルな空間となっています。



(写真) 既存庁舎 車いす対応エレベーター
既存庁舎内部に新しくエレベーターシャフトを構築し13人乗を1台整備しています。



(写真) 増築庁舎 授乳室



(写真) 増築庁舎 パウダーコーナー
繁忙期の混雑解消にも寄与します。

【施設・工事概要】

施設名：盛岡税務署

場所：岩手県盛岡市本町通り3丁目8-37

構造：RC造

規模：地上3階建て

建築面積：156㎡(1,018㎡)

延べ面積：473㎡(2,980㎡)

※()は既存庁舎も含む全体面積

設計：東北地方整備局営繕部

株式会社 久慈設計

監理：東北地方整備局盛岡営繕事務所

株式会社 日総建

施工：大豊建設 株式会社

太平電気 株式会社

オヤマダエンジニアリング 株式会社

電気設備：電灯設備、動力設備、受変電設備、幹線設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、構内配電線路

機械設備：空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、ガス設備、エレベーター設備

工期：平成30年8月7日～令和2年6月30日

「巡回建築パネル展」

～ 公共建築月間イベントを開催しました ～

「公共建築の日」及び「公共建築月間」イベントとして、公共建築に携わる各機関が行っている業務や施策への取組を、広く県民・市民の皆様へ知っていただくため、具体的な整備事例や組織の役割等を紹介する「**震災・復興10年 進もう！次の東北へ 巡回建築パネル展**」を11月に開催しました。
 [主催：「公共建築の日」及び「公共建築月間」関連イベント実行委員会、共催：「公共建築の日」及び「公共建築月間」東北地方協力支援会議]

【 巡回建築パネル展 】

まもなく、東日本大震災から10年の節目を迎えるにあたり、「東日本大震災から10年～公共建築と災害対策～」をサブタイトルとし、公共建築に携わる各機関のこれまでの、防災・減災等に対する取組をまとめたパネル展としました。

11月2日から11月27日のうち、それぞれ1週間程度を展示期間として、各県・市の施設のロビーや展示コーナーなどを会場として展示を行い、多くの方々にご覧頂く機会となりました。

巡回建築パネル展 開催場所・期間	
青森県庁 北棟 1階来庁者ロビー	11月24日(火)～11月27日(金)
岩手県庁 1階県民室	11月24日(火)～11月27日(金)
宮城県庁 2階回廊	11月16日(月)～11月20日(金)
秋田県庁 1階正庁前廊下	11月2日(月)～11月6日(金)
山形県村山総合支庁 1階ロビー	11月2日(月)～11月13日(金)
福島県庁 本庁舎・西庁舎 2階連絡通路	11月2日(月)～11月6日(金)
仙台市役所 本庁舎 1階ロビー	11月24日(火)～11月27日(金)
仙台市 青葉通地下道ギャラリー	11月3日(火)～11月15日(日)



[巡回建築パネル展の開催状況]

令和2年度「営繕行政セミナー」を開催しました

～ 公共建築の環境配慮対策についての基礎講座 ～

東北地方整備局営繕部では、令和2年11月6日(水)～11月8日(金)の3日間、多賀城研修所において「環境」をテーマとして研修「営繕行政セミナー」を開催しました。

開催にあたっては、政府が5月25日に示した新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針に基づいた感染防止対策を講じた上で、参加者数についても整備局職員1名のほか東北各県の地方公共団体の11団体から17名の計18名と例年より参加人数を絞っての開催となりました。

今回の研修テーマは、東北ブロック営繕主幹課長会議での要望を踏まえ、「公共建築の環境配慮対策についての基礎講座」に決定しました。これからの営繕行政の担い手である若年層を対象に、公共建築の重要課題の1つである環境対策に関する施策的背景や環境配慮技術についての基礎的な知識を身に付け、今後の公共建築関係の業務に応用していくことを目的としております。

カリキュラムは、環境施策、環境対策技術、施設見学により構成し、講師についてもできるだけ専門分野の外部講師に依頼しました。

環境施策については、「環境施策の動向」、「建築物省エネ法の概要」、「ZEB実証事業」の講義により国際的な環境対策動向から国内の環境に係る法令についての概要や特に業務に影響の大きい建築物省エネ法の改正内容についての講義とし、また、国の受託を受けZEB実証事業を展開する法人よりZEBプランナー登録やZEB施設の補助金事業などについての講義を行いました。

環境対策技術については、設計コンサルによる「環境配慮設計手法」、大学教授による「2050年脱炭素化の公共建築」により環境対策の様々な技術と建物の断熱性向上の2つの視点より講義を行いました。

施設見学では、ZEBの先進的実践例として完成後間もない福島県須賀川土木事務所及び新協地水(株)本社・再生可能エネルギー研究開発施設を見学しました。

研修後のアンケートでは、環境対策についての基礎が学べたことや直接ZEB施設を見学するなど貴重な体験ができ、とても参考になったなどの意見がありました。

今後も、参加者の皆様の業務に役立つ研修を開催していきたいと考えております。

地方公共団体からの参加者

県名	参加者所属団体
青森県	青森県
岩手県	岩手県、盛岡市、北上市 一関市
宮城県	宮城県、仙台市
山形県	山形県、米沢市
福島県	福島県、福島市

令和2年度営繕行政セミナー日程

1日目	講話
	環境施策の動向について
	2050年脱炭素化の公共建築
	ZEB実証事業について
2日目	施設見学 福島県須賀川土木事務所 新協地水(株)本社・再生可能エネルギー 研究開発施設
	建築物省エネ法の概要
3日目	環境配慮設計手法



〔 外部講師による講義 〕



〔 施設見学 〕
(福島県須賀川土木事務所)



〔 施設見学 〕
(新協地水(株)本社・再生可能
エネルギー研究開発施設)

令和2年度 保全実態調査結果（東北版）について

各省各庁の施設保全をご担当の皆様には、令和2年度の保全実態調査にご協力いただき、ありがとうございました。保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し適正な保全を実施することを目的とした調査で、官公庁施設の建設等に関する法律に基づき、すべての国家機関の建築物等に対して実施しています。今回は、東北地方整備局管内の保全実態調査の結果の概要及び特に重要な点について報告します。

表-1 保全実態調査の調査施設数

種 別	施設数	延べ面積
庁 舎 等	838 施設	1,534,724 m ²
庁 舎 ※1	705 施設	983,822 m ²
刑事施設等収容施設、 自衛隊関係施設その他	133 施設	550,902 m ²
宿 舎	418 施設	653,475 m ²
合 計	1,256 施設	2,188,199 m ²

※1 官公法第2条第2項に定めるものをいう。

1. 調査施設数

今年度の調査では管内の保全実態調査対象施設 1,256 施設全てから回答をいただきました。施設の内訳等は(表-1)「保全実態調査の調査施設数」のとおりです。

施設数は、追加登録施設もありましたが、廃止・取り壊し等による減のほうが多く、昨年度から 15 施設の減となっています。

各施設の建築物の延べ面積を経年別に分類すると、約 48%が建築後 30 年を経過しています。(図-1) (表-2)

建築後 30 年前後には大規模修繕や設備機器の更新等が必要となり、施設の運用・管理に要する費用が増大するため、中長期保全計画に基づいた計画的な対応が必要となります。

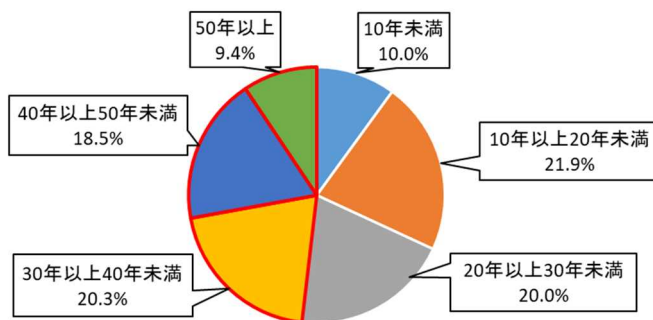


図-1 経年別延べ面積割合

表-2 経年別延べ面積

経年別	延べ面積
10年未満	219,288 m ²
10年以上20年未満	478,643 m ²
20年以上30年未満	436,716 m ²
30年以上40年未満	443,718 m ²
40年以上50年未満	404,269 m ²
50年以上	205,565 m ²
合 計	2,188,199 m ²

2. 調査項目及び結果

調査項目は保全実態調査要領により「保全の体制、計画及び記録等」「点検等の実施状況」「施設の状況」の3項目となっております。

今回は「保全の体制、計画及び記録等」のうち、「施設保全責任者の有無」「中長期保全計画の作成」「点検及び確認結果の記録」「修繕履歴の作成」の結果を報告します。

①施設保全責任者の配置

昨年度はインフラ長寿命化計画（行動計画）で定められた目標の100%を僅かに下回りましたが、今年度は目標を達成しています。（図-2）

各省各庁の長は「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」において、施設保全責任者を定めることとされています。

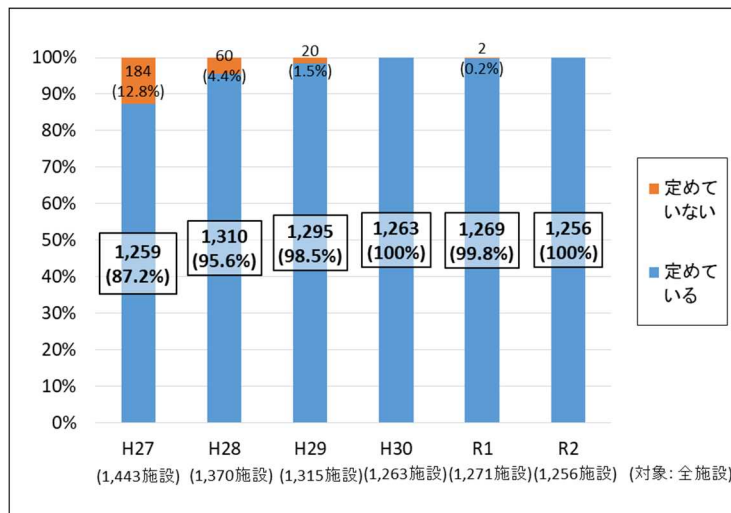


図-2 施設保全責任者の配置

②中長期保全計画の作成

「作成している」が昨年度の86.5%から88.9%と改善しています。（図-3）

適切な保全を効果的に実施していただくために、すべての施設において保全計画が作成されることを目標としておりますが、目標の達成までにはあと少しの状況です。

官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の調査関連資料に「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)を活用した個別施設計画策定・運用マニュアル」を掲載していますので、それを参考に、未作成または一部作成の施設については速やかに作成をお願いします。

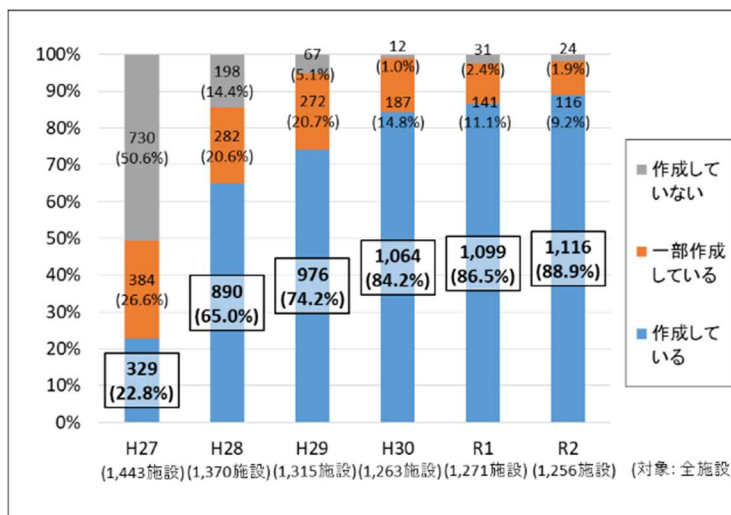


図-3 中長期保全計画の作成

③点検及び確認結果の記録

「作成している」が、昨年度の88.7%から92.6%と改善しています。（図-4）

すべての施設において「点検及び確認結果の記録」が作成されることを目標としておりますので、未作成または一部作成の施設については速やかに作成をお願いします。

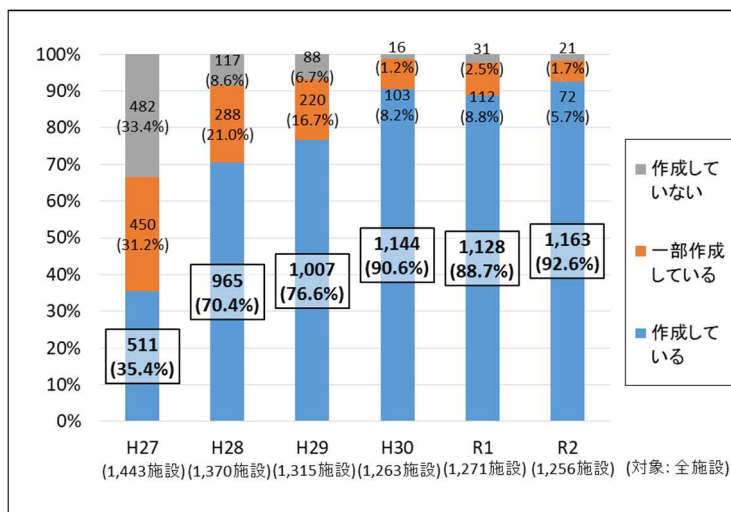


図-4 点検及び確認結果の記録

④修繕履歴の作成

「作成している」が昨年度の91.1%から93.7%と改善しています。(図-5)

すべての施設において「修繕履歴」が作成されることを目標としておりますので、未作成または一部作成の施設については速やかに作成をお願いします。

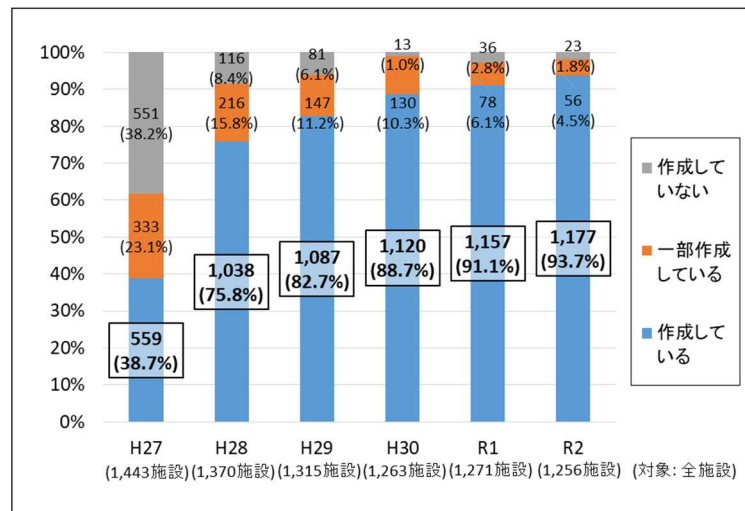


図-5 修繕履歴の作成

3. 調査結果の総合評価

保全実態調査の調査結果を項目別に100点(一部200点)満点で評価し、各項目の評点の平均値として総評点を算出しています。

調査結果の総合評価は年々向上しており、「良好」な施設が昨年度93.5%から95.1%と改善しています。(図-6)

しかし、前述のとおり保全計画等が未作成の施設も一部あり、評点を下げる要因となっています。

官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)には「中長期保全計画」、「点検及び確認結果の記録」、「修繕履歴」を作成する機能があります

ので、これらが未作成の施設についてはBIMMS-Nを活用する等して、速やかに作成をお願いします。

特に法定点検等の実施は、建築基準法及び官公法等の関係法令で定められているものであり、確実に実施する必要があります。実施した結果で問題がありましたら速やかに検討を行い、対策を講ずることにより、施設を長期間、健全に利用できることになります。

国家機関の建築物等は、適切な保全の実施により既存施設を有効活用することが求められています。安全・安心かつ快適な施設を維持するためにも、施設保全担当の皆様には今回の調査結果を参考としながら、施設保全の推進に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

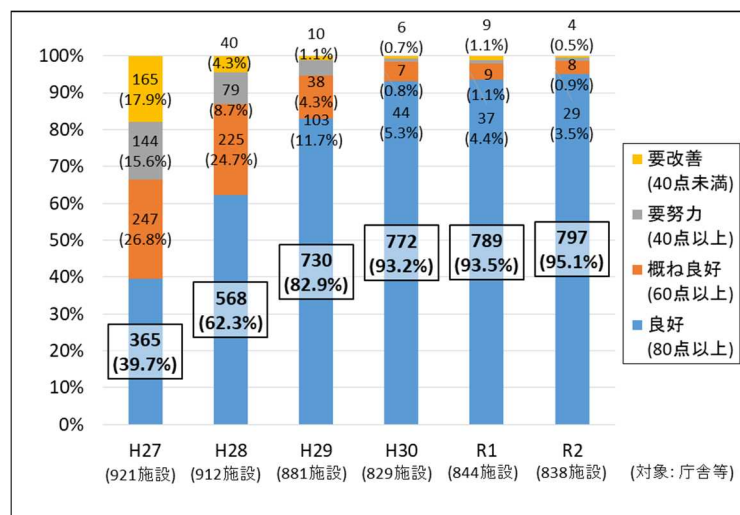


図-6 調査結果の総合評価

■保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：室長補佐
 TEL 022-225-2171 (内線 5513) mail:thr-82kantoku@mlit.go.jp
 FAX 022-268-7833

東北地方整備局 盛岡営繕事務所 担当者：保全指導・監督官室長
 TEL 019-651-2015 mail:thr-moriei@mlit.go.jp
 FAX 019-605-8115

営繕とうほく編集室

〒980-8602

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
東北地方整備局 営繕部 計画課内
TEL 022-225-2171(代表)
E-mail: thr-82keikaku@mlit.go.jp

ホームページアドレス

- 東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/>
- 盛岡営繕事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/moriei>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます